



平成 27 年 11 月 11 日

各 位

上場会社名 五洋建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 琢三
コード番号 1893
上場取引所 東証・名証各一部
問い合わせ先 取締役兼執行役員経営管理本部副本部長
兼経営企画部長 稲富 路生
(TEL. 03-3817-7545)

「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」制定のお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 11 日開催の取締役会にて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため、「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 制定の目的

五洋建設グループは、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を实践し、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、様々なステークホルダーにとって魅力ある企業として持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。

その実現のため、コーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、基本的な考え方、運営指針となる「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定めることと致しました。本ガイドラインに則り、経営環境の変化に対応しながら、迅速かつ果敢な意思決定ができる体制を構築することで、経営の透明性を確保してまいります。

2. 本ガイドラインの構成

1. 基本的な考え方
2. 株主との関係
3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
4. コーポレートガバナンス体制
(別添) 社外役員の独立性判断基準

以 上

五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン

1. 基本的な考え方

五洋建設グループは、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を実践し、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、様々なステークホルダーにとって魅力ある企業として持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

その実現のため、コーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、基本的な考え方、運営指針となる「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定める。本ガイドラインに則り、経営環境の変化に対応しながら、迅速かつ果敢な意思決定ができる体制を構築することで、経営の透明性を確保する。

経営理念

・社会との共感

高い品質の建設サービスを通じ、顧客や取引先、株主や地域社会に貢献し、信頼されることで、持続的に発展し続ける企業を目指します。

・豊かな環境の創造

豊かな自然環境を後世に伝えていくことは社会生活、経済活動の礎であるということ強く認識し、地球環境に配慮したモノづくりを通じて、安全で快適な生活空間と豊かな社会環境を創造します。

・進取の精神の実践

顧客や社会のニーズに対し、実直に応えるとともに、企業を取り巻く社会の変化に対して常に進取の気概を持って挑戦します。

2. 株主との関係

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使できる環境の整備を行う。また、株主の実質的な平等性が確保されるよう、いずれの株主もその株式の内容及び数に応じて平等に扱う。

(2)株主総会

①当社は、株主総会が会社組織における最高意思決定機関であることを踏まえ、全ての株主が株主総会における議決権行使を適切に行うことができるよう、議決権行使環境の整備に努める。

・株主が適切に議決権を行使できるようにするため、その判断に必要と考えられる情報を適確に提供することに努める。

- ・株主の総会議案の検討時間を十分に確保するため、株主総会招集通知、参考書類の早期送付に努めるとともに、発送に先立ち当社ホームページ等で電子的に公表する。
 - ・議決権行使における利便性を確保するため、議決権のインターネットによる電子行使を実施し、議決権電子行使プラットフォームへ参加する。
 - ・海外の株主が適切に議決権を行使できるようにするため、株主総会招集通知をはじめとした株主提供情報について英文で提供するよう努める。
 - ・信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権行使等を予め希望する場合には、信託銀行等と協議し検討を行う。
- ②当社は、株主総会に上程した議案に対する賛否を検証し、株主意思の把握に努め、相当数の反対票が投じられた議案があった場合はその理由を分析し対応を検討する。
- ③総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、取締役会は、その役割と責務を果たす体制を十分に整えるものとする。

(3)資本政策

①基本的な方針

当社は、将来に備えた経営基盤の強化及び技術開発や設備投資の実施等により、収益力の向上、企業価値の増大を図るとともに、株主に対して継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針とし、中期経営計画の中で具体的な指標（自己資本比率、株主資本利益率、配当性等）を定める。

②株主利益を害する恐れのある資本政策

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらすような資本政策を実施するときは、取締役会にてその必要性と合理性について十分検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

(4)政策保有株式

- ①上場株式の保有に当たっては、投資先企業との良好な取引関係の維持・強化等により、相互の企業価値向上につながるかどうかといった観点から総合的に判断する。
- ②保有株式については、毎年、保有目的及び中長期的にみた経済合理性等について、取締役会にて検証を行う。
- ③保有株式にかかる議決権行使に当たっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するかどうかという観点で総合的に判断する。

(5)株主等との対話

- ①当社は、株主に対し適時、適切な情報開示に努めることを基本方針とし、株主総会以外の場における株主との対話が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資

するものとなるよう、建設的な対話促進のための体制を整備する。

- ・株主との対話については、代表取締役社長が統括し、経営企画部を担当する役員がこれにあたることとし、株主との対話を補佐する担当部署である経営企画部や他部署が適切に連携して対応する。
- ・機関投資家を対象とした四半期ごとの説明会等の開催のほか、現場見学会や国内外の投資家との面談・対話を積極的に行う。
- ・面談・対話によって得られた株主の意見は、定期的に取り締役に報告する。
- ・インサイダー情報の管理は、社内規定に基づき情報管理を徹底する。

②当社は、名義上の株主構成を把握するとともに、株主との面談・対話が効果的なものとなるよう株主判明調査を行い、実質的な株主を把握することに努める。

(6)当社株式の大規模買付行為への対応

当社は、当社株式の大量買付けを企図する者が現れた場合には、金融商品取引法の定める手続きに則り、当該大量買付け者に対し適切な情報開示を求めるとともに、当社の判断や意見を公表し、株主が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努める。

(7)関連当事者間の取引

当社役員や主要株主等が当社との間の取引を行う場合には、事前に取締役会に報告し、承認を得なければならない。

(8)情報開示の方針

- ①当社は、株主・投資家の視点に立ち、適時、適切な会社情報の開示に努めることを基本方針とし、投資判断に影響を与える会社の業務、運営又は業績等の重要情報の開示については、証券取引所の定める適時開示規則に沿って情報開示を行う。
- ②当社は、証券取引所の適時開示規則に該当しない情報についても、株主・投資家にとって有益と判断されるものは積極的に情報開示に努めることともに、広くステークホルダーとのコミュニケーションを心がけ、企業としての説明責任を果たす。

3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(1)ステークホルダーとの関係

当社は、経営理念を実践し企業の社会的責任を果たすため、「CSR 活動の基本方針」を定めている。安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力ある企業を目指す。

(2)行動規範

当社は、経営理念を実現し、事業活動を適正に遂行して社会的責任を果たしていく上

で、社会の一員として役職員が遵守すべき行動規範を定め、役職員一人ひとりがこの規範の趣旨を理解して行動するよう、その浸透に努める。

(3)人材の多様性の確保

当社は、性別・年齢・国籍等にかかわらず、多様な人材の活躍が会社の持続的な成長を確保する上で重要であるとの認識に立ち、人材の多様性の確保を推進する。

(4)内部通報制度

当社は、内部統制の一環として、違法又は不適切な行為の通報先に、社内窓口のほか経営陣から独立した窓口となる社外の弁護士に内部通報窓口を設ける。社内規定により情報提供者を不利益な扱いをうけないよう保護した上で、通報内容について調査、検証し、是正すべき事項等が確認された場合、是正・改善等を行い、伝えられた情報を適切に活用する体制を構築する。

4. コーポレートガバナンス体制

(1)取締役会

①取締役会の役割・責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率の改善を図るべく、定款及び社内規定に従い、株主総会決議による授権の範囲内において、株主総会、業務、株式、人事、その他の重要事項を決定するとともに、取締役、執行役員の職務に関して実効性の高い監督を行う。

②取締役会の規模・構成

取締役会は、審議の活性化や知識・経験の多様性の確保の観点から15名以内で構成するものとし、経営に関して独立した立場から助言・監督を行うことのできる、複数名の独立社外取締役を含むものとする。

③取締役会の活性化

取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努め、審議活性化のための環境を整備する。

④取締役会の運営

取締役会に先立ち、各取締役、監査役に対し、資料の配布と議題の説明を行う。あらかじめ設定した日程に基づき、取締役会は原則月2回開催する。

⑤支援体制

- ・取締役は、その役割と責務を果たすため、必要な情報について執行役員または関係部署に求めることができ、必要に応じて、外部の専門家の助言を受けることができる。

- ・経営企画部は、独立社外取締役を含めた各取締役を補佐し、情報の適時・適切な提供を行う。

⑥内部統制

取締役会は、経営理念の実現を図るべく、リスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、内部統制システムに関する基本方針を策定し、これに基づき内部統制システムを構築するとともに、その運用を監督する。

⑦実効性の評価・改善

取締役会は、毎期全取締役が実施する自己評価をもとに、その実効性を分析し、検証し改善する。

⑧会計監査人との関係

取締役会は、会計監査人の適正な監査のための十分な監査期間を設定する。また、代表取締役は会計監査人との面談を定期的に行う。

(2)監査役会

①監査役会の役割・責務

監査役会は、取締役会の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬にかかる権限の行使などの役割と責任を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から判断を行う。

- ・監査役会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識を深めるよう努める。
- ・監査役会は、会計監査人の専門性や独立性の評価基準を定め、会計監査人による監査が適切に実施されているかどうかについて監視及び検証する。
- ・監査役会は、会計監査人、独立社外取締役、総合監査部と連携する。

②支援体制

- ・監査役は、その役割と責務を果たすため、必要な情報について執行役員または関係部署に求めることができ、必要に応じて、外部の専門家の助言を受けることができる。
- ・経理部、総合監査部は各監査役を補佐し、情報の適時・適切な提供を行う。

(3)執行役員

- ①当社は執行役員制度を設け、取締役会は選任した執行役員に対し、会社の業務執行を委嘱する。
- ②執行役員は、取締役会の監督および代表取締役の統括の下に、業務の執行を行う。

(4)人事委員会

当社は、任意の機関として、人事及び報酬に関する諮問機関である人事委員会を設置する。人事委員会は、独立社外取締役を委員長とする。

(5)役員の選任

①候補者指名の方針・手続

代表取締役は、取締役・監査役の候補の指名に当たって、経歴、人格、見識、能力及びそのバランス等を総合的に勘案して適当と判断した候補者を、人事委員会に諮問し、取締役会で決定する。

②独立役員の選定基準

独立社外取締役・独立社外監査役は、多様な視点、豊富な経験、広い知識等を下にその役割を果たせるという観点、及び当社が別添の通りに定めた独立性判断基準に鑑み、候補者を選定する。

③取締役・監査役の兼任

当社の取締役会、監査役会への出席準備のための十分な時間と労力を確保するため、他の会社の役員との兼任は当社を含め4社以内とする。

(6)役員の報酬

役員報酬については、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入している。将来の売上高の指標となる建設事業の受注高、現状の収益性の指標となる営業利益、企業価値の指標となる当社の株価等を客観的評価項目とするとともに、定性的な個人の業績評価を加味して算定した報酬額を、代表取締役が人事委員会に諮問し、取締役会で決定する。

(7)トレーニングの方針

当社は、取締役、監査役がその役割と責務を果たすため、その就任時あるいは就任後継続的に、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識及び法的な責務を理解するための研修を実施する。

5. 附則

このガイドラインの改廃については、取締役会の決議によるものとする。

2015年11月11日 制定

(別添) 社外役員の独立性判断基準

当社における独立社外取締役及び独立社外監査役（以下、社外役員という。）とは、以下のいずれにも該当しない者をいう。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^{※1}又は業務執行者であった者
- ② 現在又は過去 5 年間において、当社の主要株主^{※2}又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ③ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ④ 現在又は過去 3 事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先^{※3}とする者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
- ⑤ 現在又は過去 3 事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先^{※4}又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループから多額^{※5}の寄附を受けている組織の業務執行者
- ⑦ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ⑧ 現在又は過去 3 年間において、当社の大口債権者等^{※6}又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ⑨ 当社の会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
- ⑩ 当社グループから多額^{※5}の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
- ⑪ 上記①～⑩に該当する者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族
- ⑫ その他、当社の一般株主全体との間で上記各項で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある人物
- ⑬ 当社において、社外役員の地位の通算在任期間が 8 年間を越す者

※1 法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人又はその他の使用人

※2 議決権所有割合 10%以上の株主

※3 その者の直近事業年度における年間連結総売上高の 2%以上の支払いを、当社グループから受けた者

※4 当社グループに対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の 2%以上の支払いを行っている者

※5 過去 3 事業年度平均年間 1000 万円以上

※6 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者